

25 年度「医学部入学定員」、前年度より 50 人 (0.6%)増の 9,041 人で、初の 9,000 人台に!

「地域枠」12 大学・39 人増／「研究医枠」5 大学・9 人増／「歯学部振替枠」
1 大学・2 人増。「入学定員」の上限を“125 人”から“140 人”に。

旺文社 教育情報センター 24 年 12 月 13 日

文科省はこの程、政府の「新成長戦略」(22 年 6 月、閣議決定)や「地域の医師確保対策 2012」(文科・厚労両省による連携取組の策定。24 年 9 月)等を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、25 年度医学部入学定員の増員計画を“22 年度～24 年度と同様の枠組みで緊急臨時的”に認めるとして、各大学の入学定員増計画を公表した。

以下に、医学部入学定員のこれまでの経緯と入学定員増の推移、25 年度入学定員増計画の概要と各大学の入学定員、及び入学定員数の上限引き上げなどをまとめた。

<医学部入学定員の経緯> (図 1 参照)

【急増・拡充期】

- 医学部の入学定員については昭和 50(1975)年代前半まで、国民皆保険制度の定着や医療水準向上の要請、国の「無医大県解消構想」(昭和 48 年)などに対応して、医科大学・学部の新設や定員増が盛んに進められ、医学部の拡充が図られた。

その結果、入学定員は昭和 35(1960)年の 2,840 人から、昭和 55(1980)年度の 8,180 人へと、20 年間で 3 倍近くに増えた。

【抑制期】

- 昭和 50 年代後半に入ると、医師の需給に関する検討・議論が始まり、規定が設けられた。「医師の過剰を招かないよう配慮した合理的な養成計画の確立の検討」(昭和 57 年)及び「引き続き医学部定員削減の取組」(平成 9<1997>年)などが閣議決定されたほか、『昭和 61 年度以降の高等教育の計画的整備について』(大学設置審議会大学設置計画分科会：昭和 59 年)では、「医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成については、概ね必要とされる整備が達成されているので、その拡充は予定しないこととする」(教員養成は平成 17 年に除外)とされた。大学等の設置認可審査の基準に関しても、『大学等の設置等に係る認可の基準』(文科省告示：15 年 3 月)で「歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置もしくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと」とされている。

こうした医師養成の“抑制方針”を受け、医学部の入学定員は昭和 56 年度～昭和 59 年度の 8,280 人を昭和時代のピークとして、その後は平成 19(2007)年度まで漸減。平成 15 年度～19 年度には、ピーク時より 655 人、7.9%少ない 7,625 人に減員された。

【臨時定員増期】

- 平成 20 年代になると、医師不足や地域医療などの問題が深刻になり、まず、次のような医師確保の緊急対策が講じられ、入学定員増が図られた。
 - ① 『新医師確保総合対策』(18 年 8 月)：医師不足が特に深刻な 10 県及び自治医科大において 20 年度から最大 10 年間に限り、各県(自治医科大含む)年間最大 10 人の医師養成の増員を認める。⇒ 20 年度入学定員=7,793 人(24 年ぶりの増員)
 - ② 『緊急医師確保対策』(19 年 8 月)：医師不足への抜本的な解消に向け、『新医師確保総合対策』に上乘せする形で全都道府県について各最大 5 人(北海道は 15 人)まで、21 年度から最大 9 年間(公立大では、20 年度からの 10 年間)の医師養成の増員を認める。⇒ 21 年度入学定員=8,486 人

○ “3つの定員枠”による入学定員増

22 年度～24 年度は、『経済財政改革の基本方針 2009』(21 年 6 月、閣議決定)や『新成長戦略』(22 年 6 月、閣議決定)などの政策に基づき、「地域枠」「研究医枠」「歯学部振替枠」といった“3つの定員枠”による医学部入学定員増が各年度で図られてきた(22 年度～24 年度の増員については下記参照)。

増員期間は、各年度とも“31 年度まで”となっており、32 年度以降については、当時点での医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断するとされている。

<25 年度医学部入学定員増の枠組み>

25 年度の医学部入学定員増は、22 年度～24 年度と同様の枠組みと期間で実施される。25 年度の各枠組みの概要と増員計画(表 1 参照)、及び 22 年度～24 年度の増員実績は次のとおりである。

なお、25 年度の各大学の医学部入学定員については、<表 3>を参照されたい。

- ① 「地域枠」：都道府県の策定する「地域医療再生計画」に基づき、“奨学金、選抜枠の設定(地域枠)”を行う大学(自治医科大含む)の入学定員増 ⇒ 各都道府県につき“10 人を上限”(自治医科大は大学として 10 人を上限)
 - * 25 年度計画=12 大学・39 人増
 - * 実績：22 年度=313 人／23 年度=59 人／24 年度=65 人(各年度とも自治医科大含む)。
- ② 「研究医枠」：複数大学の連携により“研究医養成”の拠点を形成する(学部・大学院教育を一貫した特別コースと奨学金の設定)大学の入学定員増 ⇒ 各大学につき“3 人を上限”(総数 10 人以内)
 - * 25 年度計画=5 大学・9 人増
 - * 実績：22 年度=17 人／23 年度=6 人／24 年度=3 人。
- ③ 「歯学部振替枠」：“歯学部入学定員を減員”する大学についての医学部入学定員の増員 ⇒ 1 大学につき“10 人以内”
 - * 25 年度計画=1 大学・2 人増
 - * 実績：22 年度=30 人／23 年度=12 人／24 年度=なし。

● 国公立大別の25年度医学部入学定員増の枠組み等 (25年度計画:概要) (表1)

医科大学	25年度入学定員 増員数 (計画)				25年度入学定員総数 (計画:人)	24年度入学定員(人)
	①「地域枠」増員(人)	②「研究医枠」増員(人)	③「歯学部振替枠」増員(人)	合計(人)		
国立大(42)	27(8)	3(2)	0(0)	30(10)	4,887	4,857
公立大(8)	5(1)	0(0)	0(0)	5(1)	839	834
私立大(29)	7(3)	6(3)	2(1)	15(*6)	3,315	3,300
合計(79)	39(12)	9(5)	2(1)	50(17)	9,041	8,991

注) 1. 表中のカッコ内は大学数。 2. 私立大の大学数合計の*印は、1大学で「地域枠」と「歯学部振替枠」において増員のため、①～③の大学合計より1大学少ない。 3. 私立大については、募集人員を含む。

<医学部「入学定員」の上限引き上げ> (表2参照)

医学部(医学科。以下、同)の入学定員数(収容定員数)については、大学設置基準上、“原則120人”(収容定員数720人)までとされている。

このような原則規定を維持しつつ、「地域の医師確保、地域医療の向上」のための定員増に資するよう臨時的な措置や制度改正も行われている。

① まず、22年度の「地域の医師確保対策」に対応して、22年度～31年度までの10年間、「地域枠」の入学定員を増員する場合、入学定員を“暫定的に125人”(収容定員750人)まで増員できるとされた(21年、大学設置基準改正)。

② 上記①の定員増措置から3年目を迎えた24年度現在、医学部を設置する国公立79大学のうち、入学定員が既に125人に達している大学は9大学で、東北地方の大学が多い。

他方、25年度の医学部入学定員増については前述のとおりであるが、このうち、都道府県の定める「地域医療再生計画」に基づく「地域枠」による定員増については、もともと医師が少なく、高齢化が進んでいて、東日本大震災の被災地でもある東北地方の各県からの更なる定員増の要望が高いという。

こうした状況から、文科省は、上記①の臨時的定員増と同様、「地域枠」の入学定員を増員する場合、25年度から31年度までの臨時的措置として、医学部入学定員の上限を“125人”(収容定員750人)から“140人”(収容定員840人)に引き上げた(24年、大学設置基準改正)。

● 大学設置基準:医学部入学定員数(収容定員数)と専任教員数との関係(概要) (表2)

入学定員数	60人まで	61人～120人	121人～125人	126人～130人	131人～140人
収容定員数	360人まで	361人～720人	721人～750人	751人～780人	781人～840人
専任教員数	130人	140人	150人	150人	160人
	従来の基準 (原則規定)		22年度以降	25年度以降	
			臨時的措置		

注) ① 『新対策』、『緊急対策』(図1参照)による定員増以前の19年度の各大学における入学定員の最少は“60人”(2校)、最多は“110人”(3校)で、ほとんどの大学は“100人”。
24年度の各大学の入学定員は、上限の“125人”が9校で、ほとんどが“110人～120人”。
② 臨時的措置は、31年度まで。

(表 3)

● 25年度医学部(医)の入学定員 (増員計画含む)

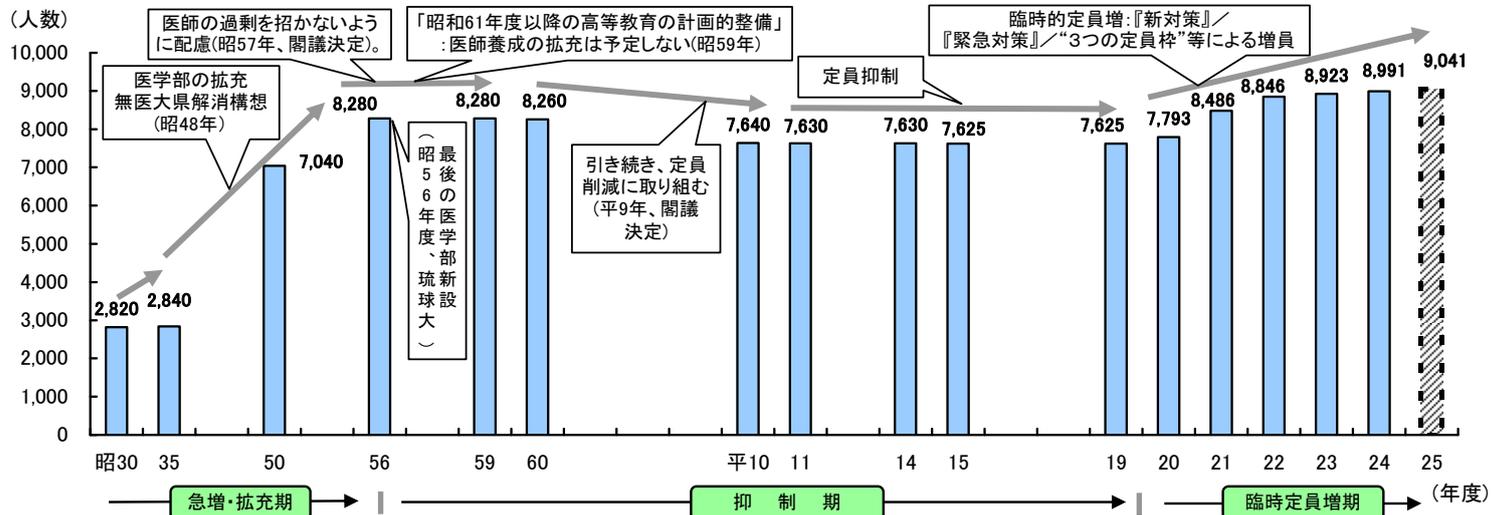
大学-学部(学科)	25年度 定員(計画) ()内増員数	備考:①地域枠 ②研究医枠 ③歯学部振替枠	大学-学部(学科)	25年度 定員(計画) ()内増員数	備考:①地域枠 ②研究医枠 ③歯学部振替枠
北海道大-医(医)	112人		札幌医科大-医	110人	
旭川医科大-医(医)	122人		福島県立医科大-医 ★	130人(5)	①福島県5人
弘前大-医(医) ★	127人(2)	①青森県2人	横浜市立大-医(医)	90人	
東北大-医(医) ★	135人(10)	①宮城県10人	名古屋市立大-医	95人	
秋田大-医(医)	125人		京都府立医科大-医(医)	107人	
山形大-医(医)	125人		大阪市立大-医(医)	92人	
筑波大-医学類	117人(2)	①茨城県2人	奈良県立医科大-医(医)	115人	
群馬大-医(医)	123人		和歌山県立医科大-医(医)	100人	
千葉大-医	122人(2)	②東京大・群馬大・山梨大と連携	岩手医科大-医 ★	130人(5)	①岩手県3人/ ③歯学部2人減
東京大-医(医)	110人		自治医科大-医	123人	
東京医科歯科大-医(医)	106人(1)	②日本医科大と連携	獨協医科大-医	120人(2)	①栃木県2人
新潟大-医(医) ★	127人(2)	①新潟県2人	埼玉医科大-医	121人(1)	②慶應義塾大・女子栄養大と連携
富山大-医(医)	110人		北里大-医	119人(2)	①茨城県2人
金沢大-医学類	117人		杏林大-医	117人	
福井大-医(医)	115人		慶應義塾大-医	112人	
山梨大-医(医)	125人		順天堂大-医	124人(3)	②新潟大と連携
信州大-医(医)	120人(5)	①長野県5人	昭和大学-医	110人	
岐阜大-医(医)	107人		帝京大-医	117人	
浜松医科大-医(医)	120人		東海大-医	113人	
名古屋大-医(医)	112人		東京医科大-医	*118人	
三重大学-医(医)	125人		東京慈恵会医科大-医(医)	110人	
滋賀医科大-医(医)	117人		東京女子医科大-医	110人	
京都市大-医(医)	107人		東邦大-医(医)	110人	
大阪大-医(医)	110人		日本大-医	*120人	
神戸大-医(医)	115人(2)	①兵庫県2人	日本医科大-医	114人	
鳥取大-医(医)	110人		聖マリアンナ医科大-医	115人	
島根大-医(医)	112人		金沢医科大-医	110人	
岡山大学-医(医)	120人		愛知医科大-医	110人	
広島大-医(医)	120人(3)	①広島県3人	藤田保健衛生大-医	110人	
山口大-医(医)	117人		大阪医科大-医	110人	
徳島大-医(医)	114人		関西医科大-医	112人(2)	②奈良県立医科大・大阪医科大と連携
香川大-医(医)	114人(1)	①香川県1人	近畿大-医	110人	
愛媛大-医(医)	112人		兵庫医科大-医	110人	
高知大-医(医)	115人		川崎医科大-医	110人	
九州大-医(医)	111人		久留米大-医(医)	115人	
佐賀大-医(医)	106人		産業医科大-医	*105人	
長崎大-医(医)	121人		福岡大-医(医)	110人	
熊本大-医(医)	115人				
大分大-医(医)	110人				
宮崎大-医(医)	110人				
鹿児島大-医(医)	117人				
琉球大-医(医)	112人				

注) 1. 25年度定員は増員計画を含む。橙色の行の太字大学が増員予定大学。カッコ内は計画増員数。
2. 備考:①「地域枠」の県名は、奨学金の負担県。②「研究医枠」の大学名は、研究医養成の連携先。③岩手医科大は、「地域枠」3人+「歯学部振替枠」2人に1年次入学定員から2人(1年次入学定員:125人→123人)を加えて、計7人を3年次編入学定員に充てる。
3. ★印の大学は、入学定員125人を超える大学。
4. 私立大の定員に付記した*印は、募集人員。

○ 上掲の医学部入学定員増計画は、大学設置・学校法人審議会の答申等を経て、近く正式に決定される。25年度入学者から増員が適用される。

(図 1)

●医学部入学定員の推移(イメージ)



(注. ① 『新対策』は『新医師確保総合対策』(18年8月)の略、『緊急対策』は『緊急医師確保対策』(19年8月)の略。 ② 25年度は増員計画。 文科省・厚労省資料より作成)